

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>金融商品取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案について</p>	<p>平成28年2月18日 組織犯罪対策企画課 生活安全企画課 交通企画課</p>
----------------------------	--	---

1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (6) 確認事務の委託の手続等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)においては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律においては、(3)における「暴力的不法行為等」に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

2 改正の内容

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法による改正後の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第197条の2第10号の8に規定する罪（適格機関投資家等特例業務の無届営業等に係る罪）、第197条の2第10号の9に規定する罪（業務廃止命令に違反する罪）及び第205条の2の3第1号（第63条第8項（第63条の3第2項において準用する場合を含む。）に係る部分）に規定する罪（届出書に記載すべき事項に変更があった場合における届出違反の罪）に当たる行為を、上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加する。

3 意見の募集結果

平成27年11月6日（金）から平成27年12月5日（土）までの30日間、規則案を公示し、広く意見を募集したところ、本規則に対する御意見としては、本改正に賛成する趣旨の御意見等を頂いた。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第31条について、技術的な修正を行った。

4 施行期日

改正法の施行の日（平成28年3月1日）。ただし、技術的な修正に係る規定については、公布日を施行日とする。

1 人身取引事犯の検挙状況等

検挙件数：44件、検挙人員：42人、被害者数：49人

検挙件数・人員、被害者数ともに平成17年をピークに減少傾向にあったが、昨年の検挙件数及び被害者数は一昨年に続き再び増加し、平成19年以降最多。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
検挙件数	25	44	25	32	44
検挙人員	33	54	37	33	42
うちブローカー	6	6	10	6	7
被害者数	25	27	17	24	49

(1) 被疑者の状況

- 国籍等別では、日本が34人(81.0%)で最多、このほか、タイ、フィリピン等。
- 職業別では、風俗店等関係者が32人(76.2%)で最多、このほか、無職、会社員、自営業等。

(2) 被害者の状況

- 性別は、女性46人(93.9%)、男性3人(6.1%)。男性は、土木作業(2人)及び飲食店従業員(1人)で、男性の認知は平成22年以来。
- 国籍等別は、フィリピン28人(57.1%)、日本13人(26.5%)、タイ8人(16.3%)。
- 年齢層別では、20歳未満が14人(28.6%)、20～29歳が21人(42.9%)で、両者で7割を占める。
- 被害の形態は、ホステスとしての稼働が26人(53.1%)、売春等の性的搾取が18人(36.7%)、その他が5人(10.2%)。日本人被害者は、出会い系サイト等を利用した売春を強要させられる事案、外国人被害者は、ホステスとしての稼働を強要させられる事案が目立つ。

2 検挙事例

(1) 日本人児童等被害に係る人身取引事犯(大阪府、H26.9～H27.6)

スカウトマンらは、男女交際を装って児童等を自宅マンションに住まわせ、暴行・脅迫の上、インターネットで募った遊客との売春を強要し、売春代金全額を搾取していた。被害者4人を保護するとともに、被疑者を売春防止法違反、児童福祉法違反等で逮捕。

(2) タイ人女性被害に係る人身取引事犯(栃木県、H27.3～H27.8)

タイ人ブローカーらは、甘言によりタイ人女性を日本に入国させ、パスポートを取り上げた上、多額の借金を負わせホステスとしての稼働や売春を強要していたもので、被害者2人を保護するとともに、被疑者を売春防止法違反、出入国管理及び難民認定法違反等で逮捕。

3 今後の対策

- (1) 国内外の人身取引事犯の確実な認知、実態解明
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援及び保護機関との連携
- (3) 人身取引事犯の取締りの徹底

神奈川県警察は、本年2月10日までに、スマートフォン用画像共有アプリに児童ポルノ等を投稿した者並びに同アプリ運営会社代表取締役ら及び同社を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ公然陳列）等で検挙した（児童ポルノ共有アプリ運営者の共同正犯としての検挙は初めて）。

1 背景

- インターネット上における児童ポルノの共有・販売にアプリが利用されるなど、アプリを利用することで容易に児童ポルノを共有・販売できる状況にある。
- 児童ポルノの掲載を助長するアプリが存在しており、アプリを利用して児童ポルノを掲載する者の検挙のみでは、児童ポルノの拡散に歯止めを掛けることが困難な状況にあった。

2 被疑者及び被疑法人

- (1) 投稿者 1名
- (2) アプリ運営会社代表取締役（55歳）他 元従業員 6名
- (3) アプリ運営会社
- (4) 口座提供者 1名

3 罪名及び罰条

- 児童買春・児童ポルノ禁止法違反
同法律第7条第6項前段、第2条第3項第1号、第2号、第3号
（児童ポルノ公然陳列） … 2 (1)・(2)
同法律第11条(両罰規定) … 2 (3)
- 刑法第175条第1項前段(わいせつ電磁的記録記録媒体陳列) … 2 (1)・(2)
- 刑法第60条(共同正犯) … 2 (1)・(2)
- 犯罪収益移転防止法違反
同法律第27条第2項前段(預貯金通帳等の譲渡し) … 2 (4)

4 今後の対策

- インターネット・ホットラインセンターにおいて、電子掲示板等に掲載されたものに加え、アプリを利用してインターネットに掲載された違法情報等の通報受付を可能とするガイドライン改正等。
- アプリに関するフィルタリングの適切な利用についての啓発の推進。
- サイバーパトロールによる犯行実態の解明及び取締りの強化。

愛知県警察は、本年2月16日、不正競争防止法違反(営業秘密の開示)で被疑者1名を逮捕した。

1 被疑者

住所 愛知県名古屋市

職業 会社役員

氏名

62歳 男性

2 捜査の端緒

平成27年7月、被害会社(以下「A社」)からの告訴受理

3 事案の概要

被疑者は、平成23年4月から平成25年3月までの間、塗料の製造、販売等を業とするA社の子会社である愛知県豊橋市所在のB社において勤務し、A社から、A社のデータベースへのアクセス権限を付与されていたが、その営業秘密の管理に係る任務に背き、平成25年1月頃、B社社内に設置されたコンピュータから、A社のデータベースにアクセスし、営業秘密として管理されていたA社の塗料の原料、配合量及び製造手順について、自己所有のUSBメモリに複製して領得した上、不正の利益を得る目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、同年4月頃、転職先であるC社において、同社従業員らに対し、前記領得に係る営業秘密を用いて被疑者が作成した塗料の製造情報に関する書面を手渡し、A社の営業秘密を開示したものの。

4 罪名及び罰条

平成27年法律第54号による改正前の不正競争防止法違反

同法第21条第1項第4号(営業秘密の開示)

10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科可)

5 不正競争防止法改正を受けた警察の取組み

昨年7月の営業秘密保護強化のための不正競争防止法改正を受け、本年1月1日までに、全国で営業秘密保護対策官を66人指定し、企業向けセミナーに出席しての啓発、警察署生活安全課長に対する教養等を行わせている。

また、警察庁においても、経済産業省主催の営業秘密官民フォーラムや日本経済団体連合会をはじめとする民間団体が主催するシンポジウムでの講演等を通じ、アクセスログの保存等適正な情報管理及び漏えい事案発生時の早期の届出等に関する啓発を行っている。

1 犯罪収益移転防止法施行令等の改正（年次報告書第2章（21頁～23頁））
 平成27年9月、犯収法の一部改正及びFATF勧告に対応するため、マネー・ローンダリングの疑いがある取引等の顧客管理に注意を要する取引として、同種の取引と著しく異なる態様で行われる取引等を定めるなどを内容とする犯収法施行令及び同施行規則の一部改正を行った。

2 特定事業者及び行政庁の取組（年次報告書第3章（33頁～35頁））
 ○ 27年9月、「犯罪収益移転危険度調査書」をウェブサイト等で公表
 ○ 特定事業者に対する報告徴収11件、特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述10件を実施

3 疑わしい取引の届出とその活用状況（年次報告書第4章（39頁～44頁））
 疑わしい取引の届出受理件数及び提供件数はいずれも過去最多

○ 疑わしい取引の届出受理・提供件数

区分	年別	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
受理件数		113,860	158,041	235,260	272,325	294,305	337,341	364,366	349,361	377,513	399,508
提供件数		71,241	98,629	146,330	189,749	208,650	234,836	281,475	296,501	348,778	435,055
(うち再評価件数)								(25,413)	(34,087)	(42,231)	(96,680)

※ 提供件数には、捜査機関等への提供を保留していた情報を、再度整理・分析（再評価）の上、改めて提供した再評価件数を含む。

○ 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数（過去最多）

区分	年別	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
端緒事件数		50	99	175	337	390	570	886	962	1,001	1,096

4 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（年次報告書第5章（48頁～52頁））

○ マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数（過去最多）

区分	年別	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
検挙事件数		144	184	185	236	214	251	249	282	300	389

5 外国FIUとの情報交換（年次報告書第6章（65頁～67頁））

- 27年中、外国FIUと330件の情報交換を実施
- 27年中、8の国・地域との間で情報交換枠組みを設定
 - ・ 27年末までに86の国・地域との間で情報交換枠組みを設定

6 今後の取組

- 26年改正犯収法及び改正施行令等の全面施行に向けた対応
- FATF第4次対日相互審査(平成31年)に向けた統計データの収集・整理等
- テロ資金供与対策の推進

公安委員会

川崎市幸区における介護職員による

平成28年2月18日

説明資料No. **6**

殺人事件の検挙について

捜査第一課

神奈川県警察は、平成28年2月15日、川崎市幸区所在の老人介護施設において発生した殺人事件の被疑者を通常逮捕した。

1 被疑者

住居 横浜市神奈川区

無職

23歳

2 被害者

住居 川崎市幸区

無職

A男

当時87歳

3 事案の概要

被疑者は、平成26年11月3日午後11時頃から同月4日午前1時50分頃までの間、川崎市幸区所在の老人介護施設に入所中の被害者を同施設の4階ベランダから投げ落として殺害したものの。

4 捜査の経過

- (1) 平成26年11月4日、老人介護施設入所者の転落死事件として認知。
- (2) 捜査の結果から、事件当時に同施設の介護職員であった被疑者が、転落死事件に関与している疑いが浮上し、被疑者の任意取調べを実施。
- (3) 犯行を自供した被疑者を殺人罪で通常逮捕。
- (4) 2月15日、捜査本部を設置し、所要の捜査を推進。

1 事案の概要

福岡・鹿児島県警等合同捜査本部は、神戸山口組傘下組織幹部らの洋上取引による覚醒剤密輸入に関する情報を得て、合同捜査を推進し、本年2月12日までに、覚醒剤約100kgを所持した事実により、被疑者5名を逮捕した。

2 被疑者

- (1) 神戸山口組傘下組織幹部 (67歳)
- (2) 神戸山口組傘下組織幹部 (49歳)
- (3) 神戸山口組傘下組織構成員 (50歳)

※ 上記3名のほか、2名を逮捕

3 罪名

覚せい剤取締法違反（営利目的所持）

4 主な押収物

覚醒剤 約100kg

※ 覚醒剤は、土嚢10袋に分けて隠匿されていた。

5 備考

本件捜査は、福岡・鹿児島県警察等13都府県警察、税関、海上保安庁及び厚生労働省麻薬取締部の合同捜査本部により実施した。